平成２２年（フ）第２４４号
宮崎県都城市北原町30街区22号　県営北原団地55－４－４
債務者　坂元　一美（旧姓・黒木）
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１９１号
鹿児島県霧島市横川町上ノ3015番地
債務者　永野みちる
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１９２号
鹿児島県霧島市隼人町住吉948番地１　丸元ビル105
債務者　山本　大輔
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第２９４号
青森県八戸市大字新井田字寺沢10番地30　ボンジュール横浜Ｃ－308、前住所青森県八戸市青葉３丁目15番５号　第１コーポ松館５号
債務者　大光　律子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２６４号
福島県郡山市緑ケ丘西３丁目10番地の４
債務者　真船　　康
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２８４号
福島県郡山市逢瀬町多田野字南大畀56番地
債務者　二階堂さつき
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３１０号
福島県郡山市亀田１丁目29番３号
債務者　影山　浩子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３２８号
福島県郡山市久留米２丁目163番地の13
債務者　長谷川幸紀美
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１３９号
長野県上田市材木町２丁目３番13号　ロイヤルコーワ101号、前住所長野県上田市踏入１丁目５番48号　コーポ中谷203号
債務者　斉藤　祐子（旧姓水野）
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１４２号
長野県上田市真田町傍陽591番地８
債務者　山浦　千城
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１８６号
長野県上田市蒼久保500番地　市住80号
債務者　仲真　義勝
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１９０号
長野県上田市上田3180番地１、前住所長野県上田市舞田720番地５
債務者　無雁美由紀
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１９８号
長野県上田市材木町２丁目７番11号
債務者　小野田　洋
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第４００号
兵庫県明石市東野町1913番地の１　五月マンション305号、住民票上の住所兵庫県加古郡播磨町北野添１丁目２番16号
債務者　萩原　惠三
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４０１号
兵庫県明石市魚住町長坂寺730番地　県住６棟303号
債務者　萩原　茂光
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４０８号
兵庫県明石市大道町２丁目６番23号
債務者　佐伯　利夫
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４１３号
兵庫県明石市二見町東二見858番地の１　芝池荘202号
債務者　山口　　廣
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係